

厚生労働省訓第 2 3 号

(部内一般)

財政法（昭和 2 2 年法律第 3 4 号）、会計法（昭和 2 2 年法律第 3 5 号）、予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 5 5 年政令第 3 0 0 号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、厚生労働省所管会計事務取扱規程を次のように定める。

平成 1 3 年 1 月 6 日

平成 1 3 年 3 月 3 0 日改正

平成 1 3 年 7 月 1 7 日改正

平成 1 4 年 3 月 1 日改正

平成 1 4 年 3 月 2 8 日改正

平成 1 4 年 7 月 1 日改正

平成 1 5 年 3 月 2 6 日改正

平成 1 5 年 6 月 2 4 日改正

平成 1 5 年 9 月 2 9 日改正

平成 1 6 年 2 月 2 4 日改正

平成 1 6 年 3 月 3 1 日改正

平成 1 7 年 4 月 1 日改正

平成 1 7 年 1 2 月 2 8 日改正

平成 1 8 年 3 月 3 1 日改正

平成 1 9 年 3 月 3 1 日改正

平成 1 9 年 9 月 2 6 日改正

平成 1 9 年 1 1 月 3 0 日改正

平成 2 0 年 3 月 2 5 日改正

平成 2 0 年 9 月 3 0 日改正

平成 2 1 年 3 月 2 6 日改正

平成 2 1 年 7 月 2 3 日改正

平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日改正

平成 2 2 年 3 月 3 1 日改正

平成 2 2 年 8 月 4 日改正

平成 2 2 年 9 月 3 0 日改正

平成23年3月31日改正
平成23年9月30日改正
平成24年3月30日改正
平成26年7月10日改正
平成27年3月31日改正
平成27年9月30日改正
平成27年10月23日改正
平成28年2月26日改正
平成28年3月30日改正
平成28年6月21日改正
平成29年3月31日改正
平成29年7月11日改正
平成30年3月29日改正
平成30年7月31日改正
令和元年7月17日改正
令和元年9月26日改正
令和元年12月18日改正
令和2年3月23日改正
令和2年8月7日改正
令和3年3月29日改正
令和3年9月22日改正
令和4年6月30日改正
令和4年9月16日改正
令和5年3月20日改正
令和5年7月4日改正
令和5年9月1日改正
令和5年10月27日改正
令和5年12月22日改正
令和6年3月13日改正
令和6年9月4日改正
令和7年4月1日改正

令和7年4月1日改正

令和8年3月31日改正

令和8年4月8日改正

令和8年8月4日改正

厚生労働大臣 坂口 力

厚生労働省所管会計事務取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 会計事務の委任等（第3条－第14条）
- 第3章 予算及び決算（第15条・第16条）
- 第4章 支出（第17条・第18条）
- 第5章 契約（第19条－第28条）
- 第6章 出納官吏（第29条－第33条）
- 第7章 雑則（第34条－第37条）
- 附則

第1章 総則

(通則)

第1条 厚生労働省所管の会計事務（以下「所管事務」という。）の取扱いについては、
財政法（昭和22年法律第34号）、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）及び国の物品等又は
特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）その他の法令の規定によるほか、この訓令の定めるところによる。

(部局長)

第2条 この訓令において「部局長」とは、次の表の左欄に掲げる者をいい、その所管事務の範囲は、同表の右欄に掲げる事項とする。

部 局 長	所 管 事 務 の 範 囲
大臣官房会計課長	所管事務のうち、一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの
労働基準局長	所管事務のうち、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの
職業安定局長	所管事務のうち、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、かつ、本省内部部局に係るもの
保険局長	所管事務のうち、年金特別会計の健康勘定に係るものであって、かつ、保険局に係るもの及び同会計の業務勘定の特別保健福祉事業に係るもの

年金局長	所管事務のうち、年金特別会計（健康勘定に係るものであって、かつ、保険局に係るもの並びに業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。）に係るものであって、かつ、年金局に係るもの
施設等機関の長	所管事務のうち、当該施設等機関に係るもの
地方厚生局長	所管事務のうち、当該地方厚生局（九州厚生局にあっては、沖縄麻薬取締支所を含む。）に係るもの（四国厚生支局に係るものを除く。）
四国厚生支局長	所管事務のうち、四国厚生支局に係るもの
都道府県労働局長	所管事務のうち、当該都道府県労働局並びにその管轄区域内の労働基準監督署及び公共職業安定所に係るもの
中央労働委員会事務局長	所管事務のうち、一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、かつ、中央労働委員会事務局に係るもの

第2章 会計事務の委任等

（歳入徴収事務の委任）

第3条 歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官及び分任歳入徴収官代理の官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第1に定めるところによる。

（支出負担行為事務の委任）

第4条 支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官代理の官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第2に定めるところによる。

ろによる。

（支出負担行為の認証事務の委任）

第5条 支出負担行為認証官及び支出負担行為認証官代理の官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第3に定めるところによる。

（支出事務の委任）

第6条 官署支出官及び官署支出官代理の官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第4に定めるところによる。

（繰越等手続事務の委任）

第7条 財政法第14条の3第1項及び第42条ただし書の規定による繰越し並びに同法第43条の3に規定する繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続に関する事務を行う職員及びその委任事務の範囲は、別表第5に定めるところによる。

（契約事務の委任）

第8条 一般会計、東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計、年金特別会計及び子ども・子育て支援特別会計に係る契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官及び分任契約担当官代理の官職並びにその所掌事務の範囲は、別表第6に定めるところによる。

（会計事務を代理させる場合）

第9条 歳入徴収官代理、分任歳入徴収官代理、支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官代理、支出負担行為認証官代理、官署支出官代理、契約担当官代理及び分任契約担当官代理が、それぞれ歳入徴収官、分任歳入徴収官、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、官署支出官、契約担当官及び分任契約担当官（以下この条において「本官」という。）の事務を代理する場合は、本官の官職にある職員が欠けた場合及び本官の官職にある職員の長期にわたる出張、休暇等のためにその事務の執行に支障を及ぼすおそれがある場合とする。

（代行機関の任命に関する権限の委任）

第10条 別表第7の右欄に掲げる者は、必要があるときは、別に定める事務について、別に定める者のうちから、会計機関（予決令第139条の3第1項に規定する会計機関をいう。以下同じ。）の事務の一部を処理する職員（以下「代行機関」という。）を命ずることができる。

(代行事務の取扱い)

第 1 1 条 会計機関は、代行機関の官職にある職員が欠けた場合及び代行機関の官職にある職員の長期にわたる出張、休暇等のためにその事務の執行に支障を及ぼすおそれがある場合は、代行機関に処理させることとした事務を自ら行うものとする。

2 代行機関は、前条の規定により処理することとされた事務であっても、予決令第 1 3 9 条の 3 第 6 項の規定により自らその事務を処理しない場合は、関係書類にその旨を明示するものとする。

(代行機関の指定等)

第 1 1 条の 2 歳入徴収官事務規程（昭和 2 7 年大蔵省令第 1 4 1 号。以下「歳入規程」という。）第 2 1 条の 4 に規定する日本銀行からの領収済通知情報又は日本銀行国庫金取扱規程（昭和 2 2 年大蔵省令第 9 3 号。以下「国庫金規程」という。）第 1 号の 5 書式の領収済通知書（領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）の受領に関する事務を処理する職員の官職及びその所掌事務の範囲は、次の表に定めるところによる。

官 職		事 務 の 範 囲
	左欄に掲げる官職にある者に事故がある場合の事務を処理する職員	

労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室長	労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室長補佐	日本銀行本店から送付される歳入規程第21条の6第1項第1号及び同条第2項第2号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書、日本銀行代理店又は歳入代理店から電気通信回線を使用して送信される歳入規程第21条の6第1項第1号及び同条第2項第2号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報並びに取りまとめ指定代理店から送付される歳入規程第21条の6第1項第1号及び同条第2項第2号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書の受領に関する事務
年金局事業企画課システム室長	年金局事業企画課システム室長補佐	日本銀行本店から送付される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで及び同条第2項第3号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書、日本銀行代理店又は歳入代理店から電気通信回線を使用して送信される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報並びに取りまとめ指定代理店から送付される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書（健康保険法（大正11年法律第70号）第166条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第83条の2及び船員保険法（昭和14年法律第73号）第129条の規定により領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体に限る。）の受領に関する事務
地方厚生局年金指導課長補佐（年金指導課長補佐が設	地方厚生局年金指導課長（年金指導課長が設置されて	日本銀行本店から送付される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで及び同条第2項第3号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書、日本銀行代理店又は歳入代理店から電気通信回線を使用して送信される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報並びに取りまとめ指定代理店から送付される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書（健康保

置され ていな い厚生 局につ いては 、年金 管理課 長補佐)	いない 厚生局 につい ては、 年金管 理課長)	険法第166条、厚生年金保険法第83条の2及び船員保険法第129条の規定により領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体を除く。)の受領に関する事務のうち、当該地方厚生局の管轄区域(中国四国厚生局にあっては四国厚生支局に係るものを除く。)に関する事務
四国厚 生支局 年金管 理課長 補佐	四国厚 生支局 年金管 理課長	日本銀行本店から送付される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで及び同条第2項第3号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書、日本銀行代理店又は歳入代理店から電気通信回線を使用して送信される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる歳入金に係る領収済通知情報並びに取りまとめ指定代理店から送付される歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号まで並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる歳入金に係る国庫金規程第1号の5書式の領収済通知書(健康保険法第166条、厚生年金保険法第83条の2及び船員保険法第129条の規定により領収した歳入金に関する事項を収録した電磁的記録媒体を除く。)の受領に関する事務のうち、四国厚生支局の管轄区域に関する事務

(歳入徴収官の新設について日本銀行に通知する職員の指定)

第12条 歳入規程第55条に規定する各省各庁の長の指定する職員は、大臣官房会計課長とする。

(主務官庁)

第13条 保管金取扱規程(大正11年大蔵省令第5号)第16条及び政府保管有価証券取扱規程(大正11年大蔵省令第8号)第20条第1項に規定する主務官庁は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものにあつては大臣官房会計課長、労働保険特

別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定に係るものであつて、かつ、保険局に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定に係るものであつて、かつ、保険局に係るものを除く。）に係るものにあつては年金局長とする。

（預託金の担当者等の委任）

第14条 財政融資資金預託金取扱規則（昭和26年大蔵省令第29号）第2条第1項第1号に規定する預託金の担当者及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和30年大蔵省令第14号）第2条に規定する国庫内の移換のための国庫金振替書の発行に関する事務を行う職員は、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定及び業務勘定（特別保健福祉事業に係る部分に限る。）に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。以下この条において同じ。）に係るものにあつては年金局事業企画課長とする。

2 歳入歳出外の国庫内移換に関する規則第2条第28号及び第32号に規定する厚生労働大臣の指定する出納官吏は、年金特別会計に係る国庫金振替書の発行に関する事務を行う職員として年金局長が定める者とする。

第3章 予算及び決算

（予算執行機関の補助者の任命）

第15条 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第1号から第11号まで（第5号及び第10号を除く。）に掲げる者は、部局長の定める基準に従って同項第12号に規定する補助者を命ずるものとする。

（歳入徴収額計算書及び支出計算書の送付）

第16条 歳入徴収額計算書及び支出計算書並びにこれらに添付する証拠書類等は、部局長がこれを会計検査院に送付するものとする。

第4章 支出

（資金前渡の特例）

第17条 官署支出官は、予決令第51条ただし書に定める限度（第4号に掲げる経費に係るものに限る。）によることができない事情があると認めるときは、金額及び事由を

明らかにした書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

(過年度支出)

第18条 官署支出官は、過年度に属する経費について支出の決定をしようとするときは、当該経費の所属年度、科目、金額及び事由を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、財政法第35条第3項ただし書の規定により財務大臣の指定した経費及び別表第3の右欄に掲げる経費については、この限りでない。

第5章 契約

(契約審査委員を指定する職員)

第19条 予決令第69条第1項の規定により契約審査委員を指定する職員は、部局長とする。

(一般競争参加者の資格の審査等に関する事務の委任)

第20条 予決令第72条第1項から第4項までの規定により各省庁の長から委任を受けた職員は大臣官房会計課長とする。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第21条 契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する「契約担当官等」をいう。以下同じ。）は、予決令第73条の規定により資格を定めるときは、当該競争に参加する者の事業所の所在地、技術的適性又は当該契約に係る工事等についての経験の有無等を基準として行うものとする。ただし、特例政令の適用を受ける調達契約においては、事業所の所在地を基準として資格を定めることはできないものとする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とし
ない場合の基準)

第22条 厚生労働省所管に係る請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）についての予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が契約毎に、次の各号のいずれかに該当した場合とする。

- 一 工事の請負契約については、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合
- 二 測量に係る契約については、10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官

等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

三 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務の委託に係る契約については、10分の6から10分の8.1の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

四 地質調査業務の委託に係る契約については、3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合

五 ビルメンテナンス業務及び警備業務の委託に係る契約については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、当該合計額に予定価格算出の基礎となった消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額に満たない場合

(1) 直接人件費の額

(2) 直接物品費の額

(3) 業務管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

六 製造その他の請負契約（第二号から第五号までに係る契約を除く。）については、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合

（指名競争参加者の資格の審査等に関する事務の委任）

第23条 予決令第95条第2項において準用する予決令第72条第2項及び第3項の規定により資格の審査を行い、及び名簿を作成する職員並びに特例政令第4条第4項の規定により公示を行う職員は、大臣官房会計課長とする。

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の書類の提出）

第24条 契約担当官等は、指名競争に付し、又は随意契約によろうとする場合は、その事由を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、予決令第102条の4ただし書各号に掲げる場合、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第5条第1項第1号に掲げる場合及び特例政令第12条第1項ただし書各号に掲げる場合においては、この限りでない。

（苦情の処理に当たる職員の指定）

第25条 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）第10条に規定する特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理に当たる職員は、部局長がこれを指定する。

（特定調達契約に関する報告書の提出）

第26条 契約担当官等は、別に定めるところにより、特定調達契約に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

(売払代金の延納、担保提供の免除等)

第27条 契約担当官は、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）第1条の2又は第2条に規定する事由があると認めるときは、これらの規定による売払代金についての延納の特約をすることができる。同法第3条第2項の規定による担保の提供を免除し、又は利息を付さないこととしようとする場合も同様とする。

2 前項の場合において、契約担当官は、事由を明らかにした書類、並びに延納の特約に関しては、延納期限、担保及び利率を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

第28条 削除

第6章 出納官吏

(出納官吏等の任命)

第29条 出納官吏、出納官吏代理、分任出納官吏、分任出納官吏代理及び出納員（以下「出納官吏等」という。）は、部局長がこれを命ずる。

2 部局長は、前項の規定により出納官吏等を命ずるときは、その所掌事務の範囲を明らかにした書面を交付しなければならない。

3 部局長は、第1項の規定により出納官吏等を命じたときは、ただちに、その旨を、収入官吏、収入官吏代理、分任収入官吏及び分任収入官吏代理（以下この条において「収入官吏等」という。）にあっては関係の歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理（以下この条において「歳入徴収官等」という。）に、資金前渡官吏、資金前渡官吏代理、分任資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏代理（以下この条において「資金前渡官吏等」という。）にあっては関係の支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官代理及び官署支出官又は官署支出官代理に、出納員にあっては関係の歳入徴収官等及び収入官吏等並びに資金前渡官吏等に通知しなければならない。

(手許保管現金の限度)

第30条 資金前渡官吏が手許に保管できる金額の限度は、50万円とする。ただし、失業給付金の支払のため手許に保管できる金額の限度については、別に定めるところによ

る。

(検査員の任命)

第31条 予決令第116条第3項の規定により検査員を命ずる職員は、部局長とする。
ただし、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に係るものにあつては同局沖縄麻薬取締支所長とする。

(歳入歳出外現金出納計算書の提出)

第32条 歳入歳出外現金出納計算書及びこれに添付する証拠書類等は、部局長を経由して会計検査院に提出するものとする。

(出納官吏の交替等の場合の出納計算の手続をする職員の指定)

第33条 予決令第125条かっこ書に規定する出納計算の手続をする職員は、部局長がこれを指定する。

第7章 雑則

(会計監査)

第34条 厚生労働大臣は、別に定めるもののほか、会計事務の適正を期するため必要があると認めるときは、所属の職員をして当該事務について監査を行わせるものとする。

(事故報告)

第35条 部局長は、次に掲げる場合において、遅滞なくその事実を調査し、別に定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

- (1) 会計に関係のある犯罪が発覚したとき。
- (2) 現金又は有価証券その他の財産の亡失を発見したとき。
- (3) 予算執行職員が故意又は重大な過失により予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第3条第1項の規定に違反したとき。

(経由)

第36条 部局長は、会計検査院に対して報告書を提出するときは、厚生労働大臣を経由しなければならない。

(事務取扱いの特例)

第37条 所管事務の取扱いで、特別の事情によりこの訓令によることができないものについては、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成１３年３月３０日厚生労働省訓第９８号）

この訓令は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年７月１７日厚生労働省訓第１０８号）

この訓令は、平成１３年７月１７日から施行する。

附 則（平成１４年３月１日厚生労働省訓第１１号）

この訓令は、平成１４年３月１日から施行する。

附 則（平成１４年３月２８日厚生労働省訓第２６号）

１ この訓令は、平成１４年４月１日から施行する。

２ 平成１３年度予算に係る石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計
石炭勘定の事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成１４年７月１日厚生労働省訓第４２号）

この訓令は、平成１４年７月１日から施行する。

附 則（平成１５年３月２６日厚生労働省訓第１７号）

この訓令は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年６月２４日厚生労働省訓第３０号）

この訓令は、平成１５年７月１日から施行する。

附 則（平成１５年９月２９日厚生労働省訓第４９号）

この訓令は、平成１５年１０月１日から施行する。

附 則（平成１６年２月２４日厚生労働省訓第６３号）

この訓令は、平成１６年３月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月３１日厚生労働省訓第８６号）

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年３月８日厚生労働省訓第２号）

この訓令は、平成１７年３月８日から施行する。

附 則（平成１７年４月１日厚生労働省訓第５号）

この訓令は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年１２月２８日厚生労働省訓第３７号）

この訓令は、平成１８年１月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日厚生労働省訓第６号）

この訓令は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３１日厚生労働省訓第１９号）

この訓令は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年９月２６日厚生労働省訓第３１号）

この訓令は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則（平成１９年１１月３０日厚生労働省訓第３５号）

この訓令は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附 則（平成２０年３月２５日厚生労働省訓令第４１号）

この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年９月３０日厚生労働省訓第１５号）

この訓令は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２６日厚生労働省訓第８号）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年７月２３日厚生労働省訓第２７号）

この訓令は、平成２１年７月２３日から施行する。

附 則（平成２１年１２月２８日厚生労働省訓第４９号）

この訓令は、平成２２年１月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月３１日厚生労働省訓第２１号）

１ この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

２ 平成２１年度予算に係る国立光明寮、国立保養所、国立知的障害児施設の事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成２２年８月４日厚生労働省訓第３８号）

この訓令は、平成２２年８月５日から施行する。

附 則（平成２２年９月３０日厚生労働省訓第４６号）

この訓令は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月３１日厚生労働省訓第１３号）

１ この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

２ この訓令の施行日前に契約した統合ネットワークに係る事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成２３年９月３０日厚生労働省訓第３２号）

この訓令は、平成２３年１０月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日厚生労働省訓第１０号）

この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年７月１０日厚生労働省訓第２１号）

この訓令は、平成２６年７月１１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日厚生労働省訓第１１号）

１ この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

２ この訓令の施行日前に契約した統合ネットワークに係る事務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成２７年９月３０日厚生労働省訓第３６号）

この訓令は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則（平成２７年１０月２３日厚生労働省訓第４４号）

この訓令は、平成２７年１０月２６日から施行する。

附 則（平成２８年２月２６日厚生労働省訓第２号）

この訓令は、平成２８年２月２９日から施行する。

附 則（平成２８年３月３０日厚生労働省訓第１５号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年６月２１日厚生労働省訓第５７号）

この訓令は、平成２８年６月２１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日厚生労働省訓第１１号）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年７月１１日厚生労働省訓第５０号）

この訓令は、平成２９年７月１１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２９日厚生労働省訓第１０号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年７月３１日厚生労働省訓第２７号）

この訓令は、平成３０年７月３１日から施行する。

附 則（令和元年７月１７日厚生労働省訓第１０号）

この訓令は、令和元年７月１７日から施行する。

附 則（令和元年９月２６日厚生労働省訓第１６号）

この訓令は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和元年１２月１８日厚生労働省訓第２１号）

この訓令は、令和２年１月１日から施行する。ただし、第２２条の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２３日厚生労働省訓第６号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年８月７日厚生労働省訓第３２号）

この訓令は、令和２年８月７日から施行する。

附 則（令和３年３月２９日厚生労働省訓第６号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年９月２２日厚生労働省訓第３１号）

この訓令は、令和３年９月１４日から施行する。

附 則（令和４年６月３０日厚生労働省訓第３０号）

この訓令は、令和４年７月１日から施行し、同年６月２８日から適用する。

附 則（令和４年９月１６日厚生労働省訓第３６号）

この訓令は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２０日厚生労働省訓第７号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年７月４日厚生労働省訓第３０号）

この訓令は、令和５年７月４日から施行する。

附 則（令和５年９月１日厚生労働省訓第４３号）

この訓令は、令和５年９月１日から施行する。

附 則（令和５年１０月２７日厚生労働省訓第６１号）

この訓令は、令和５年１０月２７日から施行する。

附 則（令和５年１２月２２日厚生労働省訓第６３号）

この訓令は、令和５年１２月２２日から施行する。

附 則（令和６年３月１３日厚生労働省訓第２号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年９月４日厚生労働省訓第１８号）

この訓令は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日厚生労働省訓第２３号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日厚生労働省訓第 2 8 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 1 日厚生労働省訓第 4 号）

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 8 日厚生労働省訓第 1 2 号）

この訓令は、令和 8 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 4 日厚生労働省訓第 2 4 号）

この訓令は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

部局	歳入徴収官	歳入徴収官代理	分任歳入徴収官	分任歳入徴収官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、他の歳入徴収官及び分任歳入徴収官の所掌に属するもの以外の歳入の徴収に関する事務
			社会・援護局援護・業務課長		戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に基づく諸給与金の過誤払金に係る債権の徴収に関する事務
			社会・援護局援護・業務課長		旧陸海軍省関係の未回収債権の徴収に関する事務
			年金局事業管理課長	年金管理審議官	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第31条第1項の規定により厚生労働大臣が行う不正利得の徴収に関する事務及び同法に基づく年金生活者支援給付金の過誤払金による返還金に係る債権の徴収に関する事務並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第2条第13項の規定に基づく債権の徴収に関する事務
			人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）		緊急人材育成・就職支援基金事業の過誤払等による返還金に係る債権の徴収に関する事務
	労働基準局長	労働基準局総務課長			労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものであって、本省内部部局における歳入の徴収に関する事務
	職業安定局長	職業安定局総務課長			労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、本省内部部局における歳入の徴収に関する事務並びに東日本大震災復興特別会計に係るものであって、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用

					支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地における除染業務に当る歳入の徴収に当る歳入に係る債権の管理に関する事務
	保険局長	保険局総務課長			年金特別会計の健康勘定（健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拋出金の徴収並びにこれらに付帯する業務並びに船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分を除く。）及び業務勘定（特別保健福祉事業に係る部分に限る。）に係る歳入の徴収に関する事務
	年金局事業企画課長	年金管理審議官			年金特別会計に係るものであって、他の歳入徴収官の所掌に属するもの以外の歳入の徴収に関する事務
	年金局事業管理課長	年金管理審議官			年金特別会計（健康勘定にあっては健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拋出金の徴収並びにこれらに付帯する業務並びに船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分に限り、業務勘定にあっては特別保健福祉事業に係る部分を除く。以下この表において同じ。）に係るものであって、歳入規程第21条の6第1項第3号から第6号の2まで並びに同条第2項第3号及び第4号に掲げる歳入金に係る歳入の徴収に関する事務
検疫所	総務課長	所長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、当該検疫所における歳入の徴収に関する事務
国立ハ	事務長（事務部	所長			一般会計及び東日本大

ンセン 病療養 所	を置く国立ハン セン病療養所に あっては、事務 部長。経理部を 置く国立ハンセ ン病療養所に あっては、経理 部長)				震災復興特別会計に係 るものであって、当該 国立ハンセン病療養所 における歳入の徴収に 関する事務
国立医 薬品食 品衛生 研究所	総務部長	所長			一般会計及び東日本大 震災復興特別会計に係 るものであって、国立 医薬品食品衛生研究所 における歳入の徴収に 関する事務
国立保 健医療 科学院	総務部長	院長			一般会計及び東日本大 震災復興特別会計に係 るものであって、国立 保健医療科学院におけ る歳入の徴収に関する 事務
国立社 会保 障・人 口問題 研究所	総務課長	所長			一般会計及び東日本大 震災復興特別会計に係 るものであって、国立 社会保障・人口問題研 究所における歳入の徴 収に関する事務
国立障 害者リ ハビリ テーシ ョンセ ンター	管理部長	総長			一般会計及び東日本大 震災復興特別会計に係 るものであって、国立 障害者リハビリテー ションセンターにおけ る歳入（分任歳入徴収 官の所掌に属するもの を除く。）の徴収に関 する事務
			国立光明寮 庶務課長	国立光明寮 長	一般会計及び東日本大 震災復興特別会計に係 るものであって、当該 国立光明寮における歳 入の徴収に関する事務
			国立保養所 庶務課長	国立保養所 長	一般会計及び東日本大 震災復興特別会計に係 るものであって、当該 国立保養所における歳 入の徴収に関する事務
			国立福祉型 障害児入 所施設庶 務課長	国立福祉型 障害児入 所施設長	一般会計及び東日本大 震災復興特別会計に係 るものであって、国立 福祉型障害児入所施設 における歳入の徴収に 関する事務
地方厚 生局	局長	会計課長			一般会計、東日本大震 災復興特別会計及び年 金特別会計の業務勘定 に係るものであって、 当該地方厚生局におけ る歳入（中国四国厚生

					局にあつては、四国厚生支局に係るものを除く。)の徴収に関する事務
四国厚生支局	支局長	会計課長			一般会計、東日本大震災復興特別会計及び年金特別会計の業務勘定に係るものであつて、四国厚生支局における歳入の徴収に関する事務
都道府県労働局	局長	総務部長			一般会計、東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであつて、当該都道府県労働局における歳入の徴収に関する事務
中央労働委員会事務局	事務局長	総務課長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであつて、当該中央労働委員会事務局における歳入の徴収に関する事務

別表第2（第4条関係）

部局	支出負担行為 担当官	支出負担行為 担当官代理	分任支出負 担行為担当 官	分任支出負 担行為担当 官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計 課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債 務負担行為並びに東日本大震 災復興特別会計歳出予算及び 国庫債務負担行為のうち、他 の支出負担行為担当官及び分 任支出負担行為担当官の所掌 に属するもの以外の経費の支 出負担行為に関する事務
			医政局医療 機構運営支 援課長		一般会計歳出予算及び国庫債 務負担行為並びに東日本大震 災復興特別会計歳出予算及び 国庫債務負担行為のうち、国 立ハンセン病療養所に必要な 物品の中央調達等に係る経費 の支出負担行為に関する事務
			医薬局監視 指導・麻薬 対策課長		一般会計歳出予算及び国庫債 務負担行為のうち、麻薬・覚 醒剤等対策に必要な経費（あ へん供給確保費に限る。）の 支出負担行為に関する事務
	大臣官房地方 課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債 務負担行為並びに東日本大震 災復興特別会計歳出予算及び 国庫債務負担行為のうち、都 道府県労働局における国有資 産所在市町村交付金の支出負 担行為に関する事務
	大臣官房国際 課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債 務負担行為並びに東日本大震 災復興特別会計歳出予算及び 国庫債務負担行為のうち、大 臣官房国際課関係の委託費、 補助金、負担金、交付金、補 給金、特別支出金、貸付金、 貸与金及び出資金（以下「委 託費等」という。）の支出負 担行為に関する事務
	大臣官房厚生 科学課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債 務負担行為並びに東日本大震 災復興特別会計歳出予算及び 国庫債務負担行為のうち、改 革推進公共投資事業償還金及 び大臣官房厚生科学課関係の 委託費等の支出負担行為に関 する事務
	医政局長	医政局総務課 長			一般会計歳出予算及び国庫債 務負担行為並びに東日本大震 災復興特別会計歳出予算及び 国庫債務負担行為のうち、医

				政局関係の委託費等（医薬産業振興企画課及び研究開発政策課に係るものを除く。）の支出負担行為に関する事務
医薬産業振興審議官	医政局長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、医政局医薬産業振興企画課及び研究開発政策課関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
健康・生活衛生局長	健康・生活衛生局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、原爆被爆者医療費及び健康・生活衛生局関係の委託費等（感染症対策部に係るものを除く。）の支出負担行為に関する事務
健康・生活衛生局感染症対策部長	健康・生活衛生局長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、健康・生活衛生局感染症対策部関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
医薬局長	医薬局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、医薬局関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
労働基準局長	労働基準局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、労働者災害補償保険費及び労働基準局関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
労働基準局労働災害管理課長	労働基準局労働災害管理課長補佐で総務を担当するもの			労働保険特別会計労災勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、本省内部部局における経費及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出負担行為に関する事務
労働基準局労働保険徴収課長	労働基準局労働保険徴収課長補佐で総務を担当するもの			労働保険特別会計徴収勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、本省内部部局における経費の支出負担行為に関する事務

職業安定局長	職業安定局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、雇用保険国庫負担金及び職業安定局関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
職業安定局雇用保険課長	職業安定局雇用保険課長補佐で庶務を担当するもの			労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び国庫債務負担行為並びに子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、本省内部部局における経費及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出負担行為に関する事務並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地上におけるもの及び当該土地の除染業務に要する経費の支出負担行為に関する事務
雇用環境・均等局長	雇用環境・均等局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、雇用環境・均等局関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
社会・援護局長	社会・援護局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、改革推進公共投資事業償還金及び社会・援護局関係の委託費等（障害保健福祉部に係るものを除く。）の支出負担行為に関する事務
社会・援護局障害保健福祉部長	社会・援護局長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、改革推進公共投資事業償還金及び社会・援護局障害保健福祉部関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
老健局長	老健局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、老健局関係の委託費等の支出負担行為に関する事務

保険局長	保険局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、臨時老人薬剤費特別給付金及び保険局関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
保険局総務課長	保険局高齢者医療課長			年金特別会計の業務勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、特別保健福祉事業に係る経費の支出負担行為に関する事務
	保険局保険課長			年金特別会計の健康勘定歳出予算及び国庫債務負担行為（健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇抛出金の徴収並びにこれらに付帯する業務並びに船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分を除く。）に係る経費の支出負担行為に関する事務
年金局長	年金局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、年金局関係の委託費等（社会保険国庫負担金、厚生年金保険国庫負担金及び国民年金国庫負担金を除く。）の支出負担行為に関する事務
年金局事業企画課長	年金管理審議官			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、社会保険国庫負担金、厚生年金保険国庫負担金及び国民年金国庫負担金並びに年金特別会計（健康勘定にあつては健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇抛出金の徴収並びにこれらに付帯する業務並びに船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分に限り、業務勘定にあつては特別保健福祉事業に係るものを除く。以下この表において同じ。）歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、年金局における経費の支出負担行為に関する事務

	人材開発統括官	参事官（人材開発総務担当）			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、人材開発統括官関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
	政策統括官（総合政策、労使関係担当）	参事官（総合政策統括担当）			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、政策統括官（総合政策、労使関係担当）関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
	政策統括官（情報政策担当）	参事官（情報政策総括担当）			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、政策統括官（情報政策担当）関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
検疫所	総務課長	所長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（厚生労働省総合情報ネットワークシステム管理規程（平成13年厚生労働省訓第76号）第2条第1項第1号に定める厚生労働省総合情報ネットワークシステムのうち、厚生労働省の各機関における構内通信網との間を通信回線をもって接続するもの（以下「統合ネットワーク」という。）に係るものを除く。）並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、当該検疫所における経費の支出負担行為に関する事務
国立ハンセン病療養所	事務長（事務部を置く国立ハンセン病療養所にあつては、事務部長。経理部を置く国立ハンセン病療養所にあつては、経理部長）	所長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、当該国立ハンセン病療養所における経費及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第3条又は第6条の規定に基づき支給する補償金であつて当該国立ハンセン病療養所において払渡しを行うもの並びに同法の施行に要する経費であつて当該ハンセン病療養所が処理する事務に要するものの支出負担行為に関する事務

国立医薬品食品衛生研究所	総務部長	所長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、国立医薬品食品衛生研究所における経費の支出負担行為に関する事務
国立保健医療科学院	総務部長	院長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、国立保健医療科学院における経費の支出負担行為に関する事務
国立社会保障・人口問題研究所	総務課長	所長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、国立社会保障・人口問題研究所における経費の支出負担行為に関する事務
国立障害者リハビリテーションセンター	管理部長	総長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、国立障害者リハビリテーションセンターにおける経費（分任支出負担行為担当官の所掌に属するものを除く。）の支出負担行為に関する事務
			国立光明寮庶務課長	国立光明寮長	当該国立光明寮における経費の支出負担行為に関する事務
			国立保養所庶務課長	国立保養所長	当該国立保養所における経費の支出負担行為に関する事務
			国立福祉型障害児入所施設庶務課長	国立福祉型障害児入所施設長	国立福祉型障害児入所施設における経費の支出負担行為に関する事務
地方厚生局	局長	会計課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに年金特別会計の業務勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、当該地方厚生局における経費（中国四国厚生局にあっては四国厚生支局に係るものを除く。）の支出負担

					行為に関する事務
四国厚生支局	支局長	会計課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに年金特別会計の業務勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、四国厚生支局における経費の支出負担行為に関する事務
都道府県労働局	総務部長	総務部総務課長（東京労働局及び大阪労働局にあっては、会計課長）			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為（統合ネットワークに係るものを除く。）、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為、労働保険特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、（項）高齢者等雇用安定・促進費（目）職業転換等特別給付金、（項）中小企業最低賃金引上げ支援対策費、（項）労働安全衛生対策費（目）受動喫煙防止対策助成金、（項）仕事生活調和推進費（目）労働時間等設定改善推進助成金及び当該都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金を除く。）の支出負担行為に関する事務
中央労働委員会事務局	総務課長	事務局長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、当該中央労働委員会事務局における経費の支出負担行為に関する事務

別表第3（第5条関係）

部局	支出負担行為認証官	支出負担行為認証官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長	一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金、負担金、交付金、補給金、特別支出金、貸付金、出資金、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条に掲げる給付金及び別に定める委託費（次の各号に掲げる経費（他の支出負担行為認証官にあっては、第2号から第5号までに掲げるものに限る。）を除く。以下「補助金等」という。）であつて、他の支出負担行為認証官の所掌に属するものの以外の経費の支出負担行為の認証の事務 一 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する組合に対する負担金 二 国有資産所在市町村交付金 三 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の規定に基づく交付金 四 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項の規定に基づき、日本年金機構に交付する交付金 五 国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第39条第1項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構に交付する交付金
	労働基準局長	労働基準局総務課長	労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金等の支出負担行為の認証の事務
	職業安定局長	職業安定局総務課長	労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び国庫債務負担行為並びに子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金等の支出負担行為の認証の事務
	保険局長	保険局総務課長	年金特別会計の健康勘定歳出予算に係る経費の支出負担行為の認証の事務及び業務勘定歳出予算のうち、特別保健福祉事業費補助の支出負担行為の認証の事務
国立医薬品食品衛生研究所	総務部会計課長	総務部会計課長補佐	一般会計歳出予算（（項）厚生労働調査研究等推進費に限る。）及び東日本大震災復興特別会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）のうち、国立医薬品食品衛生研究所における補助金等の支出負担行為の認証の事務
国立保健医療科学院	総務部会計課長	総務部会計課長補佐	一般会計歳出予算（（項）厚生労働調査研究等推進費に限る。）及び東日本大震災復興特別会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）のうち、国立保健医療科学院における補助金等の支出負担行為の認証の事務
地方厚生局	会計課長	会計課長補佐	一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、当該地方厚生局における補

			助金等（中国四国厚生局にあつては、四国厚生支局に係るものを除く。）の支出負担行為の認証の事務
四国厚生支局	会計課長	会計課長補佐	一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、四国厚生支局における補助金等の支出負担行為の認証の事務
都道府県労働局	局長	総務部長	一般会計歳出予算（（項）中小企業最低賃金引上げ支援対策費に限る。）及び労働保険特別会計労災勘定歳出予算（（項）労働安全衛生対策費及び（項）仕事生活調和推進費に限る。）のうち、当該都道府県労働局における補助金等の支出負担行為の認証の事務

別表第4（第6条関係）

部局	官署支出官	官署支出官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長	一般会計歳出予算及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、他の官署支出官の所掌に属するもの以外の経費の支出の決定の事務
	労働基準局長	労働基準局総務課長	労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）歳出予算のうち、厚生労働本省内部部局における経費及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出の決定の事務
	職業安定局長	職業安定局総務課長	労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算のうち、厚生労働本省内部部局における経費及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出の決定並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地上におけるもの及び当該土地の除染業務に係る予決令第40条第1項第1号に規定する歳出金の支出に関する事務であって、支出の決定に関する事務及び当該歳出金の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
	保険局長	保険局総務課長	年金特別会計の健康勘定歳出予算（健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに付帯する業務並びに船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分を除く。）及び業務勘定歳出予算のうち、特別保健福祉事業に係る経費の支出の決定の事務
	年金局事業企画課長	年金管理審議官	年金特別会計（健康勘定にあつては健康保険法第5条第2項及び同法第123条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに付帯する業務並びに船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う保険料の徴収及びこれらに付帯する業務に係る部分に限り、業務勘定にあつては特別保健福祉事業に係るものを除く。以下この表において同じ。）歳出予算のうち、年金局における経費の支出の決定の事務
検疫所	総務課長	所長	一般会計歳出予算（統合ネットワーク

			クに係るものを除く。)及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、当該検疫所における経費の支出の決定の事務
国立ハンセン病療養所	事務長（事務部を置く国立ハンセン病療養所にあつては、事務部長。経理部を置く国立ハンセン病療養所にあつては、経理部長）	所長	一般会計歳出予算（統合ネットワークに係るものを除く。）及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、当該国立ハンセン病療養所における経費及びハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第3条又は第6条の規定に基づき支給する補償金であつて当該国立ハンセン病療養所において払渡しを行うもの並びに同法の施行に要する経費であつて当該ハンセン病療養所が処理する事務に要するものの支出の決定の事務
国立医薬品食品衛生研究所	総務部長	所長	一般会計歳出予算（統合ネットワークに係るものを除く。）及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、国立医薬品食品衛生研究所における経費の支出の決定の事務
国立保健医療科学院	総務部長	院長	一般会計歳出予算（統合ネットワークに係るものを除く。）及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、国立保健医療科学院における経費の支出の決定の事務
国立社会保障・人口問題研究所	総務課長	所長	一般会計歳出予算（統合ネットワークに係るものを除く。）及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、国立社会保障・人口問題研究所における経費の支出の決定の事務
国立障害者リハビリテーションセンター	管理部長	総長	一般会計歳出予算（統合ネットワークに係るものを除く。）及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、国立障害者リハビリテーションセンターにおける経費の支出の決定の事務
地方厚生局	局長	会計課長	一般会計歳出予算（統合ネットワークに係るものを除く。）、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び年金特別会計の業務勘定歳出予算のうち、当該地方厚生局における経費（中国四国厚生局にあつては四国厚生支局に係るものを除く。）の支出の決定の事務
四国厚生支局	支局長	会計課長	一般会計歳出予算（統合ネットワークに係るものを除く。）、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び年金特別会計の業務勘定歳出予算のうち、四国厚生支局における経費の支出の決定の事務
都道府県労働	局長	総務部長	一般会計歳出予算、東日本大震災復興

局			興特別会計歳出予算、労働保険特別会計歳出予算及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算のうち、（項）高齢者等雇用安定・促進費（目）職業転換等特別給付金、（目）高年齢者就業機会確保事業費等補助金、（目）雇用開発支援事業費等補助金、（項）中小企業最低賃金引上げ支援対策費、（項）労働安全衛生対策費（目）受動喫煙防止対策助成金、（項）仕事生活調和推進費（目）労働時間等設定改善推進助成金及び当該都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金を除く。）の支出の決定の事務
中央労働委員会事務局	事務局長	総務課長	一般会計歳出予算及び東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、当該中央労働委員会事務局における経費の支出の決定の事務

別表第 5（第 7 条関係）

部局	委任職員	委任事務の範囲
施設等機関、地方厚生局、四国厚生支局及び都道府県労働局	支出負担行為担当官	当該支出負担行為担当官が支出負担行為を行う歳出予算のうち、財政法第 14 条の 3 第 1 項及び第 42 条ただし書の規定による繰越し並びに同法第 43 条の 3 に規定する繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手續に関する事務

別表第6（第8条関係）

部局	契約担当官	契約担当 官代理	分任契約担 当官	分任契約担 当官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課 長	官房長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであつて、他の契約担当官及び分任契約担当官の所掌に属するもの以外の契約（支出負担行為を除く。以下この表において同じ。）に関する事務
			健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長		一般会計に係るものであつて、（項）感染症対策費（目）医薬品買上費により取得した医薬品で本省内部部局に属するものの契約に関する事務
			医薬局監視指導・麻薬対策課長		一般会計に係るものであつて、あへん購入費により取得した本省内部部局に属するあへんの契約に関する事務
			職業安定局労働市場情報システム課長	職業安定局労働市場情報システム課長補佐で庶務を担当するもの	一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであつて、職業安定局労働市場情報システム課における契約に関する事務
	労働基準局労災管理課長	労働基準局労災管理課長補佐で総務を担当するもの			労働保険特別会計労災勘定に係るものであつて、本省内部部局における契約（分任契約担当官の所掌するものを除く。）に関する事務
			労働基準局労災保険業務課長	労働基準局労災保険業務課長補佐で庶務を担当するもの	労働保険特別会計労災勘定に係るものであつて、労働基準局労災保険業務課における契約に関する事務
	労働基準局労働保険徴収課長	労働基準局労働保険徴収課長補佐で総務を担当するもの			労働保険特別会計徴収勘定に係るものであつて、本省内部部局における契約（分任契約担当官の所掌するものを除く。）に関する事務
			労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室長	労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室長補佐で庶務を担当するもの	労働保険特別会計徴収勘定に係るものであつて、労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室における契約に関する事務
	職業安定局雇用保険課長	職業安定局雇用保険課長補佐で庶務			労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであつて、厚生労働本省

		を担当するもの			内部部局における契約（分任契約担当官の所掌するものを除く。）に関する事務
			職業安定局 労働市場情報システム課長	職業安定局 労働市場情報システム課長補佐で庶務を担当するもの	労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、職業安定局労働市場情報システム課における契約に関する事務
	年金局事業企画課長	年金管理審議官			年金特別会計に係るものであって、他の契約担当官の所掌に属するもの以外の契約に関する事務
検疫所	所長	総務課長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、当該検疫所における契約に関する事務
国立ハンセン病療養所	所長	事務長（事務部を置く国立ハンセン病療養所には、事務部長。経理部を置く国立ハンセン病療養所には、経理部長）			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって当該国立ハンセン病療養所における契約に関する事務
国立医薬品食品衛生研究所	所長	総務部長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、国立医薬品食品衛生研究所における契約に関する事務
国立保健医療科学院	院長	総務部長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、国立保健医療科学院における契約に関する事務
国立社会保障・人口問題研究所	所長	総務課長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、国立社会保障・人口問題研究所における契約に関する事務
国立障害者リハビリテーションセンター	総長	管理部長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、国立障害者リハビリテーションセンターにおける契約（分任契約担当官の所掌に属するものを除く。）に関する事務

			国立光明寮 長	国立光明寮 庶務課長	一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであつて、当該国立光明寮における契約に関する事務
			国立保養所 長	国立保養所 庶務課長	一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであつて、当該国立保養所における契約に関する事務
			国立福祉型 障害児入所 施設長	国立福祉型 障害児入所 施設庶務課 長	一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであつて、国立福祉型障害児入所施設における契約に関する事務
地方厚生局	局長	会計課長			一般会計、東日本大震災復興特別会計及び年金特別会計の業務勘定に係るものであつて、当該地方厚生局における契約（分任契約担当官の所掌に属するもの及び中国四国厚生局にあつては四国厚生支局、九州厚生局にあつては沖縄麻薬取締支所に係るものを除く。）に関する事務
			麻薬取締部 長		一般会計に係るものであつて、当該地方厚生局麻薬取締部における契約（中国四国厚生局にあつては四国厚生支局麻薬取締部、九州厚生局にあつては沖縄麻薬取締支所に係るものを除く。）に関する事務
			沖縄麻薬取 締支所長		一般会計に係るものであつて、沖縄麻薬取締支所における契約に関する事務
四国厚生支局	支局長	会計課長			一般会計、東日本大震災復興特別会計及び年金特別会計の業務勘定に係るものであつて、四国厚生支局における契約（分任契約担当官の所掌に属するものを除く。）に関する事務
			麻薬取締部 長		一般会計に係るものであつて、四国厚生支局麻薬取締部における契約に関する事務
都道府県労働局	局長	総務部長			一般会計、東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであつて、当該都道府県における契約（分任契約担当官の所掌に属するものを除く。）に関する事務
			労働基準監 督署長	労働基準監 督署副署長	一般会計、東日本大震災復興特別会計及び労働保険特別会

				(副署長の官職の置かれていない労働基準監督署にあっては、課長で庶務を担当する者	計(雇用勘定を除く。)に係るものであって、当該労働基準監督署における契約に関する事務
			公共職業安定所長	公共職業安定所次長で庶務を担当するもの(次長の置かれていない公共職業安定所にあっては、庶務課長(庶務課長の置かれていない公共職業安定所にあっては、管理課長))	一般会計、東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計(労災勘定を除く。)及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、当該公共職業安定所における契約(出張所に係るものを除く。)に関する事務
			公共職業安定所出張所長		一般会計、東日本大震災復興特別会計、労働保険特別会計(労災勘定を除く。)及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、当該公共職業安定所出張所における契約に関する事務
中央労働委員会事務局	事務局長	総務課長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、中央労働委員会事務局における契約(分任契約担当官の所掌するものを除く。)に関する事務
			地方事務所長	地方事務所地方調査官の職にある者で庶務を担当するもの	一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、当該中央労働委員会事務局地方事務所における契約に関する事務

別表第 7（第 10 条関係）

部局	代行機関を命ずることができる者
本省	大臣官房会計課長
	労働基準局長
	職業安定局長
	保険局長
	年金局長
国立ハンセン病療養所	所長
国立医薬品食品衛生研究所	所長
国立保健医療科学院	院長
国立社会保障・人口問題研究所	所長
国立障害者リハビリテーションセンター	総長
地方厚生局	局長
四国厚生支局	支局長
都道府県労働局	局長
中央労働委員会事務局	事務局長